

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法施行条例施行規則（平成25年神奈川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中「25歳」を「23歳」に、「。2において」を「。以下」に改め、「うち、」の次に「在校生等（）」を加え、「（3において「在校生等」という。）」を「いう。以下同じ。」に改め、同表2の項中「25歳」を「23歳」に改め、「2級又は」を削り、同表3の項中「1」の次に「及び3」を加え、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

3 23歳未満の者であって、在校生等であるものが3級の実技試験を受検する場合（1に掲げる場合を除く。）	1万600円
---	--------

別表第3に次のように加える。

5 23歳未満の者が3級の実技試験を受検する場合（1から3までに掲げる場合を除く。）	4,500円
--	--------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。